

認可外保育施設の立入調査における指摘事例

基準…「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（こ成保第206号令和6年3月29日）
（別添）認可外保育施設指導監督基準

○ 保育に従事する者の数及び資格を満たしていない

根拠： 基準第1（保育に従事する者の数及び資格） 1，2

指導： 保育に従事する者の数は2名を下回ってはならないこと。また、おおむね三分の一以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。

※ 労働基準法の休憩時間中の職員は、必要な保育従事者数から除く。

○ 避難及び消火訓練の未実施

根拠： 基準第3（非常災害に対する措置） 1(2)

指導： 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は実施し、記録を保管すること。

○ 安全計画の未策定

根拠： 基準第7（健康管理・安全確保）(8)

指導： 乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施するため、安全計画を策定するとともに、安全計画に定める研修・訓練を定期的の実施すること。

また、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等を保護者に周知すること。

○ 応急処置や救急蘇生法等の訓練や研修の未実施

根拠： 基準第7（健康管理・安全確保）(8)

指導： 事故発生時の適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施し、記録を保管すること。

○ 施設及びサービスに関する内容の未提示及び項目の不足

根拠： 基準第8（利用者への情報提供）(1)

指導： 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに、以下の項目を提示すること。

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況
（注：1日に保育する乳幼児の数が5人以下のもの及び法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）